

大

受理番号第4号

受理日 1122.4.26

平成22・04・05製局第2号

国総施環第304号

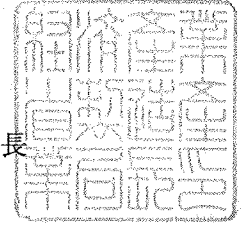
国自審第1986号

環水大自発第100330002号

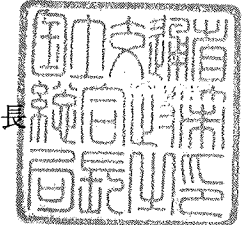
平成22年4月9日

社団法人日本建設機械化協会会長殿

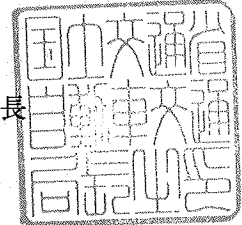
経済産業省製造産業局長



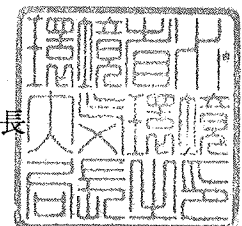
国土交通省総合政策局長



国土交通省自動車交通局長



環境省水・大気環境局長



「特定特殊自動車型式届出実施要領について」の一部改正について

「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成22年経済産業省、国土交通省、環境省令第1号）の制定等に伴い、今般、「特定特殊自動車型式届出実施要領について」（平成18年5月1日付け平成18・04・27製局第4号、国総施第16-3号、国自審第158号、環水大自発第060501002号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、貴傘下会員に周知徹底方お願いします。

「特定特殊自動車型式届出実施要領について」（平成18年5月1日付け平成18・04・27製局第4号、国総施第16-3号、国自審第158号、環水大自発第060501002号）の一部改正について  
 新旧対照表

改正 平成22年4月9日付け平成22・04・05製局第2号、国総施環第304号、国自審第1986号、環水大自発第100330002号

改 正	現 行
<p>特定特殊自動車型式届出実施要領</p> <p>第1、第2 (略)</p> <p>第3 <u>届出者</u> (略)</p> <p>第4 届出書、添付書面の提出等                      1、2 (略)</p> <p>3 届出書及び添付書面の提出は、当該特定特殊自動車の届出に係る提出書面一覧表（書面の提出又は省略の別を記したものを）を添付し、上記1の提出先に持参又は郵送等により行うこととする。郵送等による場合であって、配達又は輸送上の支障が生じた場合には、<u>届出者の責任</u>において対処するものとする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第5～第7 (略)</p> <p>第8 基準適合表示等                      1 (略)</p> <p>2 上記第4の6の規定による公示において、次に定めるところにより、型式届出番号を付与する。                      NV-〇〇〇 (ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの)                      NV2-〇〇〇 (軽油を燃料とするもの)</p> <p>第9、第10 (略)</p> <p>第11 届出書等へ記入する署名等                      1 型式届出等をする場合における届出書には、押印に代えて届出をする者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であつてその法人の代表者から届出に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第12、第13 (略)</p>	<p>特定特殊自動車型式届出実施要領</p> <p>第1、第2 (略)</p> <p>第3 <u>申請者</u> (略)</p> <p>第4 届出書、添付書面の提出等                      1、2 (略)</p> <p>3 届出書及び添付書面の提出は、当該特定特殊自動車の届出に係る提出書面一覧表（書面の提出又は省略の別を記したものを）を添付し、上記1の提出先に持参又は郵送等により行うこととする。郵送等による場合であって、配達又は輸送上の支障が生じた場合には、<u>申請者の責任</u>において対処するものとする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第5～第7 (略)</p> <p>第8 基準適合表示等                      1 (略)</p> <p>2 上記第4の6の規定による公示において、次に定めるところにより、型式届出番号を付与する。                      NV-〇〇〇</p> <p>第9、第10 (略)</p> <p>第11 届出書等へ記入する署名等                      1 型式届出等をする場合における届出書には、押印に代えて申請又は届出をする者（法人にあってはその代表者又はその代表者又はその法人の者であつてその法人の代表者から届出に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第12、第13 (略)</p>

別紙1 特定特殊自動車の同一型式判定要領

第1 (略)

別表第1 (特定特殊自動車の同一型式の範囲)

型式を区別する事項	例示
1 特定原動機の型式	
2 車体の外形	シヨベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、ロード・ヒータ、ライン・マーカー、ブルドーザ、クローラ運搬車、雪上車、林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリア、草刈作業車、農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機、連続式パケット掘削機、くい打ち機、くい抜き機、アースオーガ、タワークレーン、ドリルジャング。 (作業用附属装置の装着による相違を除く。)
3~9	(略)

別紙2 届出書の添付書面及び記載要領

添付書面	記載要領等
◆提出書面一覧表 1~6	(略) (略)
7 法第10条第2項の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し	1 (略) 2 届出に係る特定特殊自動車に関して、完成検査を行うのに必要となる技術情報の提供及び補修用部品の供給が当該特定特殊自動車の製作を業とする者から届出者に対してなされる旨の契約が締結されていることが、当該契約書等から明らかであること。

備考1 (略)

第1号様式、第2号様式 (略)

別紙3~別紙4-2 (略)

別紙1 特定特殊自動車の同一型式判定要領

第1 (略)

別表第1 (特定特殊自動車の同一型式の範囲)

型式を区別する事項	例示
1 特定原動機の型式	
2 車体の外形	シヨベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、ロード・ヒータ、ライン・マーカー、ブルドーザ、クローラ運搬車、雪上車、林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリア、農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機、連続式パケット掘削機、くい打ち機、くい抜き機、アースオーガ、タワークレーン、ドリルジャング。 (作業用附属装置の装着による相違を除く。)
3~9	(略)

別紙2 届出書の添付書面及び記載要領

添付書面	記載要領等
◆提出書面一覧表 1~6	(略) (略)
7 法第10条第2項の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し	1 (略) 2 申請に係る特定特殊自動車に関して、完成検査を行うのに必要となる技術情報の提供及び補修用部品の供給が当該特定特殊自動車の製作を業とする者から申請者に対してなされる旨の契約が締結されていることが、当該契約書等から明らかであること。

備考1 (略)

第1号様式、第2号様式 (略)

別紙3~別紙4-2 (略)

別紙5 特定特殊自動車の諸元表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領

1-1、1-2 (略)

1-3 呼称 (カタログ名)

1-2以外に届出者が使用する呼称 (販売用にカタログ等で使用している名称等) がある場合に記入する。

1-4、1-5 (略)

1-6 燃料の種類

ガソリン、軽油、液化石油ガス (以下「LPG」という。) の別を記入する。

ただし、脂肪酸メチルエステルが質量比0.1%以下の軽油 (バイオディーゼル燃料を混合しない軽油) を使用することを前提に製作された特定特殊自動車については、軽油に替えて軽油(イ)と記入する。

1-7 特定原動機の名称及び型式

規則第10条の規定又は装置型式指定規則 (平成10年運輸省令第66号) の規定により告示された名称及び型式を記入する。

1-8 (略)

1-9 型式及び製造番号の表示様式と表示位置

型式届出に係る自動車について、次の各号により記入する。

(1) (略)

(2) 製造番号の表示様式

次の例により記入する。

例 (例) AUT-100001

(3) (略)

1-10~1-23 (略)

附則

1 施行期日

本改正規定は、平成22年4月9日から施行する。

2 経過措置

告示第14条第1項の規定の適用を受けるものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別紙5 特定特殊自動車の諸元表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領

1-1、1-2 (略)

1-3 呼称 (カタログ名)

1-4以外に届出者が使用する呼称 (販売用にカタログ等で使用している名称等) がある場合に記入する。

1-4、1-5 (略)

1-6 燃料の種類

ガソリン、軽油、液化石油ガス (以下「LPG」という。) の別を記入する。

1-7 特定原動機の名称及び型式

規則第10条の規定又は装置型式指定規則 (平成10年運輸省令第66号) の規定により告示された名称及び型式を記入する。なお、これらの告示の対象とならない特定原動機を搭載している場合には申請者と呼ぶ名称及び型式を記入する。

1-8 (略)

1-9 型式及び製造番号の表示様式と表示位置

型式届出に係る自動車について、次の各号により記入する。

(1) (略)

(2) 製造番号の表示様式

次の例により記入する。

例 AUT-100001

(3) (略)

1-10~1-23 (略)